

第6章 環境保全のための措置の再検討

第6章 環境保全のための措置の再検討

6-1 環境保全措置の見直しに係る検討結果の概要

6-1-1 大気汚染

工事中の運搬車両の泥除け装着、車両の洗浄、事業区域の工事中の散水等の対策を行って粉じん等の発生の抑制、排出ガス対策型建設機械の採用、仮囲いの設置等の保全措置を行った。また、粉じん等に関する苦情等はなかったことから、見直しの必要はないと考える。

6-1-2 騒音

工事中の騒音は、工事のピーク時の事業区域の敷地境界で予測値を超える結果があったが、特定建設作業基準値を超えることはなかった。また、近隣民家においては、集落遠方民家を除いては予測値を超過していなかった。集落遠方民家の近くを高速道路が通っていることから休日の暗騒音を測定して補正を考えたが、暗騒音の影響が大きい結果であった。この測定結果から、集落遠方民家の予測値超過の原因が高速道路の影響と推測されること、騒音に関する苦情等はなかったことから、見直しの必要はないと考える。

6-1-3 振動

工事中の振動は、工事の保全対策（工事の平準化、車両の管理等）により事業区域内で予測値、特定建設作業基準を超過することはなかった。近隣住宅の振動の測定結果において、予測値を超過したのは最寄民家と集落遠方民家であった。工事以外の影響を見るために工事休止時の振動を測定した。予測値を超過している最寄民家、集落遠方民家で休日にも振動が予測値以内又は超過する結果であったことから、工事の直接的影響と考えず、近くを通る鉄道、道路振動の影響と考える。以上の測定結果と予測値を検討し、さらに無感振動域の振動レベルで振動に関する苦情等はなかったことから、見直しの必要はないと考える。

6-1-4 水質汚濁

事業区域の工事現場からの濁水の流出は、1回の濁水調査から浮遊物質量が予測値を超過していた。降雨時の保全対策（雨水仮設沈砂池の設置、ブルーシート掛け、河川見回り等）を行っていたが、側溝に直接流入する周辺山林からの濁水の影響で高くなったと推測している。山林から流入する濁水については、斜面の緑化（シバ等の草の種子散布）により対策する。水質汚濁については、今後周辺山林から強降雨時の濁水の流入状況の把握が必要と考えるが、事業区域内はアスファルト舗装する予定であり、周辺斜面も草種をまいて安定することから、見直しの必要はないと考える。

6-1-5 陸上植物

保全すべき植物種の生育箇所は、本事業の影響を受けない場所であり、工事中にあっても生育を確認していることから、見直しの必要はないと考える。

6-1-6 陸上動物

クマタカについては、工事中にあっては繁殖成功事例を確認していること、カワネズミ、カヤネズミ、シマヘビについては生息を確認したことから、生息環境は保全されていると判断でき、見直しの必要はないと考える。

6-1-7 水生生物

ヒラマキミズマイマイとカワモズクについては、工事時の現地調査では確認されなかったが、ヒラマキミズマイマイの確認地点は周辺域であり、事業による水域への影響はないと判断されること、カワモズクについては、工事排水は直接流入せず、降雨時の増水による流路の変化、土砂の堆積等により生育環境が変化したと考えられることから、見直しの必要はないと考える。

6-1-8 廃棄物・発生土

廃棄物及び発生土の処理・処分は適切に実施しており、見直しの必要はないと考える。